

小牧市水道事業給水条例及び小牧市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 1 5 号

小牧市水道事業給水条例及び小牧市下水道条例の一部を改正
する条例

(小牧市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 小牧市水道事業給水条例(昭和44年小牧市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(次項において「非常時給水装置工事事業者」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は非常時給水装置工事事業者(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」を加える。

第7条の2第2項及び第34条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(小牧市下水道条例の一部改正)

第2条 小牧市下水道条例(昭和61年小牧市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条中「除く」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)から排水設備等の新設等の工事を行うことができる旨の指定を受けた者が当該工事を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。